

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ届出者等が利用可能な制度・サービス等

2 医療機関

以下の施設については、原則として、パートナーも家族・親族と同様に対応いたします。

令和7年3月28日現在

No	医療機関名	お問い合わせ先(電話番号)
1	県立北部病院	0980-52-2719
2	県立中部病院	098-973-4111
3	県立南部医療センター・こども医療センター	098-888-0123
4	県立宮古病院	0980-72-3151
5	県立八重山病院	0980-87-5557

パートナーシップ証明書保有者への対応については、原則以下のとおりです。

【患者ご本人の意向が確認できる場合】

法律上の血縁関係にあたる方(家族・親族)と同等の対応とさせていただきます。
(証明書の提示は原則不要)

【患者ご本人の意向が確認できない場合】

ご本人の意向が確認できていることが対応の原則ですが、ご本人の関係者であることに疑義が無く、関係者間での話し合いがなされている場合や、法律上の血縁関係にあたる方等の他の関係者が不在であるなどの場合は、法律上の血縁関係にあたる方と同等の対応とさせていただきます。

※ただし、患者ご本人の病状等により面会等の対応ができない場合があるほか、個別の事情により、各病院の判断で対応が困難となる場合があります。
また、証明書以外の別の書類の提示または提出が必要となる場合があります。
詳細は、個別のケース毎に病院へお問い合わせください。

以下の施設における取扱いについては、個別にお問い合わせください。

No	医療機関名	お問い合わせ先(電話番号)
6	県立精和病院	098-889-1390